

地方機関の見直しについて
(島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例)

1 提案理由

市町村合併に伴い、行政機関等の機能を見直し、簡素で効率的な執行体制に再編するため、及び飯石郡飯南町が福祉事務所を設置することに伴い、所要の改正を行う必要がある。

2 条例の概要

(1) 行政機関等の再編

ア 総務事務所の機能を見直した上で再編し、県民センターを2か所に設置すること。

改正前			改正後		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
松江総務事務所	松江市	松江市、安来市、八束郡	東部県民センター	松江市	松江市、出雲市、安来市、雲南市、八束郡、仁多郡、飯石郡、簸川郡、
木次総務事務所	雲南市	雲南市、仁多郡、飯石郡			
出雲総務事務所	出雲市	出雲市、簸川郡			
川本総務事務所	邑智郡 川本町	大田市、邑智郡	西部県民センター	浜田市	浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡
浜田総務事務所	浜田市	浜田市、江津市			
益田総務事務所	益田市	益田市、鹿足郡			

イ 農林振興センター及び土木建築事務所の機能を見直した上で再編し、農林振興センターを2か所に、及び県土整備事務所を6か所に設置すること。

改正前			改正後		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
松江農林振興センター	松江市	松江市、安来市、八束郡	東部農林振興センター	松江市	松江市、出雲市、安来市、雲南市、八束郡、仁多郡、飯石郡、簸川郡
木次農林振興センター	雲南市	雲南市、仁多郡、飯石郡			
出雲農林振興センター	出雲市	出雲市、簸川郡			

川本農林振興センター	邑智郡 川本町	大田市、邑智郡	西部農林振興センター	浜田市	浜田市、益田市、大田市、江津市、邑智郡、鹿足郡
浜田農林振興センター	浜田市	浜田市、江津市			
益田農林振興センター	益田市	益田市、鹿足郡			
松江土木建築事務所	松江市	松江市、安来市、八束郡	松江県土整備事務所	松江市	松江市、安来市、八束郡
木次土木建築事務所	雲南市	雲南市、仁多郡、飯石郡	雲南県土整備事務所	雲南市	雲南市、仁多郡、飯石郡
出雲土木建築事務所	出雲市	出雲市、簸川郡	出雲県土整備事務所	出雲市	出雲市、簸川郡
川本土木建築事務所	邑智郡 川本町	大田市、邑智郡	県央県土整備事務所	邑智郡 川本町	大田市、邑智郡
浜田土木建築事務所	浜田市	浜田市、江津市	浜田県土整備事務所	浜田市	浜田市、江津市
益田土木建築事務所	益田市	益田市、鹿足郡	益田県土整備事務所	益田市	益田市、鹿足郡

ウ 浜田商工労政事務所を西部県民センターの内部組織とすることから、条例で定める行政組織から削除すること。

エ 邑智郡の区域の消防及び防災に関する事務については、県央県土整備事務所に分掌させること。

- (2) 飯石郡飯南町が福祉事務所を設置することに伴う改正
東部福祉事務所が社会福祉法に規定する事務を分掌する場合の所管区域から飯石郡を削り、それ以外の事務を分掌する場合の所管区域に飯南町を加えること。

3 施行期日

平成 18 年 4 月 1 日から施行する。